

### 算定基礎届の提出期間・注意点について（岩村）

社会保険の金額を決定するための算定基礎届についてご連絡いたします。

・算定基礎届とは

毎年4～6月に支払った賃金を届出し、その届出内容に基づき標準報酬月額が決定され、その月額を基に月の社会保険料を計算します。標準報酬月額は、その年の9月から1年間の各月に適用されます。

・提出期間について

毎年 **7月1日～10日**の間に事務センター又は管轄の年金事務所に提出します。提出期間が短いためお間違えの無いよう手続きをお願いいたします。

・提出上の注意点

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日時点で在職している全ての社会保険加入者です。ただし、以下に該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格を取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 賃金の大幅な変動があったことにより7月に月額変更届を提出する方

また、給与の額には各種手当や通勤費用も含まれますので記入の際はご注意ください。

なおパートやアルバイト等の方でも、出勤日数によっては届出の対象となる場合がありますので、届出漏れがないよう確認してください。

### 最新の補助金・助成金情報（柏田）

読者の皆様に有益な補助金・助成金の情報をご提供致します。＊平成29年3月現在

① IT導入補助金

- ・ITの活用を促進する観点からこれを導入しようとする事業者に対して、その事業費等の経費の一部を補助されます。
- ・あらかじめIT導入支援事業者として登録された業者のITツール等の購入等にかかる経費について、3分の2まで（20万円～100万円）が補助されます。
- ・現在2次公募がスタートしており、6月30日が申請期限となっています

② 創業補助金

- ・ここ3年は毎年出る同制度、平成29年は4月の申請が予告されています
- ・基本的に新たな事業の創出（雇用創出も要件）にかかる経費のうち3分の2（上限200万円）が補助されることがこれまでの同制度のパターンです。

③ キャリア形成促進助成金

- ・人事育成制度（教育訓練や社内検定など）を就業規則等に新たに規定し、正社員（規模に応じて1名～5名）に対して実施した企業が対象です。
- ・制度導入により中小企業であれば50万円の助成金が支給されます。